



現 行	改 正 案
<p>(擁壁の設置の緩和)</p> <p><b>第4条</b> 河川、池沼、公園、緑地その他これらに類する場所に接する崖面については、政令第8条に定める技術的基準による擁壁の設置に代えて、次に掲げる工法によることができる。</p> <p>(1) }          {          (4) } ----- 略 -----</p> <p>(5) <b>前各号に</b>準ずる工法          (国又は都道府県との協議)</p> <p><b>第5条</b> <u>国又は都道府県は、法第15条第1項の規定による協議をしようとするときは、宅地造成等に関する工事の協議申出書に宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)</u>第7条第1項各号(第7号から第9号までを除く。)に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p><b>2</b> 市長は、<u>前項</u>の協議申出書等の提出があつたときは、その内容を調査し、相当と認めるときは、<u>協議申出書の副本の同意通知欄に所要の記載をしたもの</u>によつて当該申出者に通知する。</p> <p>(工事計画の変更の届出)</p> <p><b>第6条</b> ----- 略 -----          (国又は都道府県との変更協議)</p>	<p>(2) <u>農地 0.7</u>          (3) <u>草地 0.6</u>          (4) <u>林地 0.5</u></p> <p>(擁壁の設置の緩和)</p> <p><b>第5条</b> 河川、池沼、公園、緑地その他これらに類する場所に接する崖面については、政令第8条に定める技術的基準による擁壁の設置に代えて、次に掲げる工法によることができる。</p> <p>(1) }          {          (4) } ----- 略 -----</p> <p>(5) 前各号に<u>掲げる工法に</u>準ずる工法          (国等との協議)</p> <p><b>第6条</b> <u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第15条第1項の規定による協議(次項において「協議」という。)</u>をしようとする者は、<u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書に第3条第2項第1号及び第3号並びに省令第7条第1項各号(第8号、第9号及び第11号を除く。)</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p><b>2</b> <u>土石の堆積に関する工事について協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書に第3条第2項第1号及び第3号並びに省令第7条第2項各号(第6号、第7号及び第9号を除く。)</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p><b>3</b> 市長は、<u>前2項</u>の協議申出書等の提出があつたときは、その内容を調査し、相当と認めるときは、<u>協議同意通知書</u>によつて当該申出者に通知する。</p> <p>(工事計画の変更の届出)</p> <p><b>第7条</b> ----- 略 -----          (国等との変更協議)</p>

現 行	改 正 案
<p><u>第7条</u> 国又は都道府県は、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議をしようとするときは、<u>宅地造成等に関する工事の変更協議申出書</u>に省令第7条第1項各号（<u>第7号から第9号まで</u>を除く。）に掲げる書類のうち<u>宅地造成等に関する工事の計画</u>の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 第5条第2項</u>の規定は、<u>前項</u>の規定による変更協議について準用する。</p> <p>（工事等の届出の添付書類）</p> <p><u>第8条</u> 法第21条第1項、<u>第3項又は第4項</u>の規定による届出（政令第23条に定める規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る届出<u>を除く。</u>）をしようとする者は、省令に定める届出書に届出に係る<u>工事等の場所を明示した付近見取図</u>を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（工事中止等の届）</p>	<p><u>第8条</u> <u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事について</u>法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議（<u>次項において「変更の協議」という。</u>）をしようとする者は、<u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書</u>に<u>第3条第2項第1号及び第3号並びに</u>省令第7条第1項各号（<u>第8号、第9号及び第11号</u>を除く。）に掲げる書類のうち<u>工事の計画</u>の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 土石の堆積に関する工事について</u>変更の協議をしようとする者は、<u>土石の堆積に関する工事の変更協議申出書</u>に<u>第3条第2項第1号及び第3号並びに</u>省令第7条第2項各号（<u>第6号、第7号及び第9号</u>を除く。）に掲げる書類のうち<u>工事の計画の変更</u>に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p><u>3 第6条第3項</u>の規定は、<u>前2項</u>の規定による変更協議について準用する。</p> <p>（工事等の届出の添付書類）</p> <p><u>第9条</u> 法第21条第1項の規定による届出（政令第23条に定める規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る届出<u>及び</u>政令第25条第2項に定める規模の<u>土石の堆積に関する工事に係る届出</u>を除く。）又は法第21条第4項の規定による<u>届出</u>をしようとする者は、省令に定める届出書に届出に係る<u>土地の状況を明らかにする写真及び位置図</u>その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 法第21条第3項</u>の規定による届出をしようとする者は、<u>省令に定める届出書に届出に係る土地の現況図、平面図及び断面図</u>を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（擁壁等に関する工事の変更の届出）</p> <p><u>第10条</u> 法第21条第3項の規定による届出をした者は、<u>届出事項に変更があつたときは、速やかに宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書を</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>（工事中止等の届）</p>

現 行	改 正 案
<p><b>第9条</b> 法第12条第1項の許可を受けた工事主は、工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、速やかに<u>工事（中止、再開、廃止）届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>（<u>宅地造成等工事許可等証明</u>等の申請）</p> <p><b>第10条</b> 省令第88条の書面の交付を受けようとする者は、<u>宅地造成等工事許可等証明申請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 宅地の造成等に係る工事が法第2条第2号に規定する<u>宅地造成</u>、同条第3号に規定する特定盛土等<u>又は同条第4号に規定する土石の堆積</u>に該当する工事でないことを証する書面の交付を受けようとする者は、<u>宅地造成等工事でない旨の証明申請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 ----- 略 ----- （申出書等の提出部数）</p> <p><b>第11条</b> ----- 略 ----- （申出書等の様式）</p> <p><b>第12条</b> ----- 略 ----- （委任）</p> <p><b>第13条</b> ----- 略 -----</p>	<p><b>第11条</b> 法第12条第1項の許可を受けた工事主は、工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、速やかに<u>宅地造成等に関する工事（中止、再開、廃止）届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>（<u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明</u>等の申請）</p> <p><b>第12条</b> 省令第88条の書面の交付を受けようとする者は、<u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 宅地の造成等に係る工事が法第2条第2号に規定する<u>宅地造成又は</u>同条第3号に規定する特定盛土等に該当する工事でないことを証する書面の交付を受けようとする者は、<u>宅地造成及び特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 ----- 略 ----- （申出書等の提出部数）</p> <p><b>第13条</b> ----- 略 ----- （申出書等の様式）</p> <p><b>第14条</b> ----- 略 ----- （委任）</p> <p><b>第15条</b> ----- 略 -----</p>